

(表面)

鳥獣捕獲等事業認定申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

主たる事業所 〒

の所在地

電話番号

名 称

代表者の氏名

印

鳥獣捕獲等事業が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第1項に規定する基準に適合していることについて、認定を受けたいので同法第18条の3第1項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ツキノワグマ 4. ニホンザル 5. その他 ( )
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	裏面「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	添付書類○、○のとおり
	夜間銃猟の実施	1. 有 2. 無 添付書類○、○のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	添付書類○のとおり	
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施	添付書類○のとおり	

捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	銃器を使用する場合		救急救命講習の受講の有無
			銃砲の種類	夜間銃猟をする者	

注1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

- 2 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃、装薬銃（銃器を使用した止めさし）、空気銃、わな、網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 3 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
  - (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
  - (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が受けている、当該捕獲従事者が従事しようとする猟法に係る狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許等）を記載すること。
  - (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
  - (4) 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。ただし、ライフル銃以外の技能要件のみを満たした者については、その○の下に「（ライフル銃を除く。）」と記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
  - (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は、○を記載すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類を指す。
- 5 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。
- 6 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類を指す。
- 7 所定の欄に記載し得ないときは、これを記載した書類を添付すること。
- 8 添付書類は、別記様式第5号の2別紙1に掲げるもののほか、知事が必要と認めるものとする。

事業従事者名簿

氏名	装薬銃を用いた鳥獣捕獲等事業において従事する業務

別記様式第5号の2別紙1（規格A4）（第3条の2関係）

※本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者名簿（別記様式第5号の2別紙2）
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあっては、その旨を証する書類
- 申請者が地方公共団体である場合にあっては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書（別記様式第5号の2別紙3）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 研修に関する計画書
- 鳥獣の捕獲等に係る実績書（別記様式第5号の2別紙4）
- 役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書（別記様式第5号の2別紙5）
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第4号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成27年環境省令第3号）附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約書の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない者である旨の誓約書（別記様式第5号の2別紙6）

（銃猟による事業を実施する場合）

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む）
- 捕獲従事者名簿で事業従事者が10人以上であることを確認できない場合は、事業従事者名簿
- 捕獲従事者ではない事業従事者については、運転免許証等の本人確認書類の写し

（夜間銃猟を実施する場合）

- 夜間銃猟を実施する捕獲従事者に関する射撃技能証明書（別記様式第5号の2別紙7）
- 夜間銃猟を実施する捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績書（別記様式第5号の2別紙8）
- 夜間銃猟を実施する捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書（別記様式第5号の2別紙9）
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

役員及び事業管理責任者名簿

（ 年 月 日現在）

役員

住 所	本 籍	氏 名（ふりがな）	生年月日	性 別	役 職

事業管理責任者

住 所	本 籍	氏 名（ふりがな）	生年月日	性 別	役 職

事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則  
第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書

年 月 日

群馬県知事 あて

事業管理責任者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

次のとおり誓約します。

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

（表面）

鳥獣の捕獲等に係る実績書

年 月 日

群馬県知事 へ

主たる事業所 〒

の所在地

電話番号

名称

代表者の氏名

印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第1号（同規則第19条の1第5号において準用する場合を含む。）に規定する実績は、以下のとおりです。

1 鳥獣捕獲等事業を実施した実績

鳥獣捕獲等事業の発注者	
鳥獣捕獲等事業の受託者の名称	
（申請者が組織的に実施したと認められる理由）	
実施期間	
実施区域	
鳥獣の種類	
捕獲等の方法	
捕獲従事者の氏名	
実施結果	

2 鳥獣捕獲等事業における事故の履歴

事故発生の有無	1. 有                      2. 無
事故の概要	※事故報告書を添付

(裏面)

- 注1 申請前3年以内の実績に限る。
- 2 対象となる事業ごとに実績書を作成すること。
- 3 当該実績を確認できる書類として、契約書の写し、事業報告書等を添付すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の発注者欄には、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記載すること。
- 5 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称欄には、原則として申請者の名称を記載すること。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記載するものとし、申請者が組織的に実施したと認められる理由欄に記載し、定款その他申請者と受託者の関係が分かる書類を添付すること。
- 6 鳥獣の種類欄については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業の対象鳥獣を記載すること。
- 7 捕獲等の方法欄については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる猟法（法定猟法に限る。）を装薬銃、装薬銃（銃器を使用した止めさし）、空気銃、わな猟、網猟の別に記載すること。
- 8 捕獲従事者の氏名欄には、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に従事した者の氏名を記載すること。なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者と重複する者の氏名を少なくとも1名以上記載した上で、「他〇名」とすること。
- 9 実施結果欄については、捕獲数の他、受託した事業を適切に実施したかを記載すること。
- 10 事故発生の有無欄については、該当する数字を○で囲むこと。
- 11 申請前3年以内に鳥獣捕獲等事業において事故（保険金の支払い対象となるものであって、自損又は他損の人身事故のほか、器物損壊等を含む。）があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点を記載したもの）を添付すること。

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則  
第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

群馬県知事 あて

主たる事業所 〒

の所在地

電話番号

名 称

代表者の氏名

印

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
第18条の4各号に該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

群馬県知事 へ

主たる事業所 〒  
の所在地

電話番号

名 称  
代表者の氏名

印

下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第18条の10第2項の規定により法第18条の2の認定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- 2 役員のうち法第40条第5号又は第6号のいずれかに該当する者がある者

<p>夜間銃猟を実施する捕獲従事者に関する射撃技能証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>群馬県知事 あて</p> <p style="text-align: center;">射撃技能を証明する者の所属、役職及び氏名 (記名押印又は署名)</p> <p>以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することについて、以下のとおり証明します。</p>		
氏 名		
住 所		
所 属		
生 年 月 日	年 月 日	
射撃技能を確認した日	年 月 日	
射撃技能を確認した場所		
使用した銃の種類	散弾銃 ・ ライフル銃 ・ 散弾銃及びライフル銃以外の猟銃	
使用した銃弾の種類		
射 撃 姿 勢	立射・ <sup>しつ</sup> 膝射・ <sup>ちゆう</sup> 肘射・伏射・その他（ 銃身の簡易な依託 あり（方法： ））・なし	
結 果	発射数	中心からの距離（c m）
	1回目	
	2回目	
	3回目	
	4回目	
	5回目	

- 注1 使用した銃の種類欄及び射撃姿勢欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
- 3 使用した銃弾の種類欄には、使用した銃弾の名称を記載すること。



夜間銃猟を実施する捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書	
	年 月 日
群馬県知事 あて	
主たる事業所 〒 の所在地 電話番号 名 称 代表者の氏名	印
以下の者を、夜間銃猟をするのに相当な人格識見を有する者として、推薦します。	
氏	名
住	所
所	属
生	年
	月
	日
	年
	月
	日

注 複数名を推薦する場合は、適宜欄を追加すること。